# ビジとくプラン

2026年4月1日 実施

# 中部電力ミライズ株式会社

## 本 則

#### 1 適 用

- (1) この個別要綱のビジとくプラン(以下「ビジとくプラン」といいます。)は、当社が別途定める基本契約要綱(低圧)(以下「基本要綱」といいます。)の低圧電力の適用範囲に該当する需要で、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、基本要綱とあわせて適用いたします。

#### 2 契約期間

ビジとくプランの契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。)の翌年度の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も2年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

この場合,当社は,契約期間満了前は,新たな契約期間を,需給契約の継続後は,新たな契約期間,需給契約が成立した日,供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を,電磁的方法(お客さまに電子メールを送信する方法またはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載する方法等をいいます。)等によりお客さまにお知らせいたします。なお,お客さまが希望されるときを除き,その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

(3) 契約期間満了に先だって、原則としてこの個別要綱以外の個別要綱による需給契約に変更することはできません。

#### 3 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

#### 4 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 2 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45、900円を下回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が45、900円を上回る場合は、別表 1 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

#### (1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が 0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基 本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本 料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき

1,090円15銭

#### (2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	16円84銭	15円29銭

#### (3) 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表3(加重平均力率の算定)により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合(基本要綱18(低圧電力)(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。)は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、託送約款等に定める基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては90パーセント、取り付けてないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

#### 5 そ の 他

その他の事項については、基本要綱の低圧電力にかかわる規定によります。

## 附 則

#### 1 実施期日

この個別要綱は、2026年4月1日から実施いたします。

#### 2 この個別要綱の実施にともなう切替措置

- (1) この個別要綱実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、当社は、基本要綱25(料金の算定)および26(日割計算)に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。
- (2) この個別要綱実施の際現に個別要綱のビジとくプラン(2024年4月1日 実施)(以下「変更前の個別要綱」といいます。)の適用を受けているお客さまの2026年3月の検針日(当該お客さまの需給開始日が、お客さまの属する検針区域の2026年3月の検針日以降の場合は、需給開始日といたします。以下本項において同じ。)から2026年4月の検針日の前日までを算定期間とする料金は、ビジとく割引額の対象とする3月の検針日から3月31日までの使用電力量にもとづき、変更前の個別要綱本則4(料金)(4)(ビジとく割引額)に代えて次のとおりといたします。

700キロワット時× 日割計算対象日数 をこえる1キロワット時につき 2円04銭 検針期間の日数

ただし、2026年4月の検針日の前日までに需給契約の廃止または変更が あった場合は次のとおりといたします。

700キロワット時× 日割計算対象日数 をこえる1キロワット時につき 2026年3月の検針日 から廃止日の前日 または変更日の前日 までの日数

(3)(2)に規定するビジとく割引額を適用する基準となる電力量の単位は、 1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

# 別 表

### 1 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入 品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値と いたします。

なお, 平均燃料価格は, 100円単位とし, 100円未満の端数は, 10円の 位で四捨五入いたします。

平均燃料価格 =  $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 

A=各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天 然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

 $\alpha = 0.0275$ 

 $\beta = 0.4792$ 

 $\gamma = 0.4275$ 

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

口 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下 第1位で四捨五入いたします。

- (イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を下回る場合 燃料費 = (45,900円-平均燃料価格 $) \times \frac{(2) の 基準単価}{1,000}$
- (ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が45,900円を上回る場合 燃料費 = (平均燃料価格-45,900円) $\times \frac{(2)の基準単価}{1,000}$

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日	その年の5月の検針日から6月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日	その年の6月の検針日から7月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日	その年の7月の検針日から8月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日	その年の8月の検針日から9月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日	その年の9月の検針日から10月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日	その年の10月の検針日から11月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日	その年の11月の検針日から12月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日	その年の12月の検針日から翌年の
までの期間	1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日	翌年の1月の検針日から2月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日	翌年の2月の検針日から3月の
までの期間	検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の	翌年の3月の検針日から4月の
1月31日までの期間	検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の 2月28日までの期間(翌年 が閏年となる場合は,翌年 の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の 検針日の前日までの期間

#### 二 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に口によって算定された燃料 費調整単価を適用して算定いたします。

#### (2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき

23銭3厘

### (3) 燃料費調整単価等の掲示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

#### 2 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を当社の事務所 に掲示いたします。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能 エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた 年の4月の検針日から翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される 電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1) に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2 お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものといたします。

なお,減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

# 3 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

加重平均力率  $\frac{100パー \times$  電熱器  $+ \frac{90パー \times ($ 力率90パーセン $+ 80パー \times ($ 力率80パーセン $+ 20 \times ($ 0パーセント)  $+ 20 \times ($ 0パーセント  $+ 20 \times ($ 0パーセント + 2